

# 6. 出入国在留管理局での手続き

## 6-1

## 在留期間の更新

在留期間を越えて滞在する場合は、在留期間の更新をしなければなりません。在留期間満了の3ヶ月前から10日前までに、福岡出入国在留管理局で、各自更新手続きを行ってください。在留期間の更新後、必ず、連携推進課まで在留カードのコピーを提出してください。

### 必要書類

①	在留期間更新許可申請書（出入国在留管理局所定の用紙）	全員
②	写真（在留期間更新許可申請書に添付）	全員
③	在学証明書（自動発行機を利用してください）、 成績証明書	学部生・大学院生
	研究証明書および学業状況証明書または研究計画書	研究生
	科目・時間数を証明する文書	科目等履修生 協定留学生
	在学証明書および研究計画書（研究生のみ）	国費留学生
④	在留中の一切の経費支払い能力を証明する資料 （預金通帳、奨学金受給証明書等）	全員
⑤	旅券（パスポート）（提示のみ）	全員
⑥	在留カード	全員
⑦	手数料 4,000円	全員

卒業・修了・退学・除籍等で本学から離脱したときは、出入国在留管理局に届け出る必要があります。  
くわしくは連携推進課に尋ねてください。



## 6-2

## 資格外活動許可の申請

留学生が、学外でアルバイトをする場合には、福岡出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受ける必要があります。許可を受けずにアルバイトをした場合、期間更新（ビザ延長）ができなかったり、1年以下の懲役や200万円以下の罰金が課せられたりすることがありますので、十分注意してください。

### 申請に必要な書類

- 資格外活動許可申請書（出入国在留管理局所定の用紙）
- 旅券（パスポート）（提示のみ）
- 在留カード（提示のみ）

### 1. 働くことができる時間

1週につき28時間以内（長期休業期間にあつては、1日につき8時間以内）

### 2. 働くことができない場所（福岡出入国在留管理局によって働くことが禁止されている場所）

中洲地区（福岡市博多区中洲1～5丁目および福岡市中央区西中洲）にあるすべての店舗や事業所等、スナック、クラブ、ゲームセンター、パチンコ店、マージャン店、ラブホテルなどの風俗営業関連の店  
※ 3年以下の懲役や300万円以下の罰金、または強制送還されることがあります。

◆ 大学に求人があったアルバイトは掲示版で通知します。各自で求人先に連絡を取り、アルバイトが決まった場合は連携推進課に必ず届け出てください。

### ● 租税条約について

租税条約とは日本と他国との間で締結されている税金を扱う場合の取り決めです。租税条約に基づき所定の手続きをとることにより、外国人の留学生や研修生に支払われる給料について所得税の軽減または免除を受けられる場合があります。

なお、福岡教育大学からアルバイト代等の給料が支払われる場合、希望する留学生は連携推進課で

てつづ おこな すす むう で  
手続きを行っていますので申し出てください。

## 6-3

## 再入国の許可

いちじきこく にほん はな さい かなら じぜん れんけいすいしんか れんらく  
一時帰国などで日本を離れる際には、必ず、事前に連携推進課へ連絡してください。

### 1. 1年以内に再入国する場合

しゅつこくご ねん い ない にほん かつどう けいぞく さいにゅうこく ばあい げんそく さいにゅうこくきよか う  
出国後1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受け  
ひつよう  
る必要はありません(「みなし再入国許可」)。出入国カードのみなし再入国許可希望欄にチェックを入  
れ、在留カードを提示してください。

ただし、しゅつこくご ねん い ない ざいりゅう きかん まんりょう ばあい さいにゅうこく きげん ざいりゅう きげん  
出国後1年以内に在留期間が満了する場合、再入国期限は在留期限までとなりますので、  
ちゅうい  
注意してください。

### 2. 1年を超えて出国する予定がある場合

ねん こ しゅつこく よてい ばあい さいにゅうこくきよか う しゅつこく ひつよう ばあい  
1年を超えて出国する予定がある場合は、再入国許可を受けて出国する必要があります。その場合  
さいにゅうこくきよか ゆうこう きかん ざいりゅう きげん こ はん い ない さいちよう ねん  
の再入国許可の有効期間は、在留期限を超えない範囲内で最長5年です。

この場合の必要書類は、

- ① 申請書
- ② 旅券 (パスポート) (提示のみ)
- ③ 在留カード (提示のみ)
- ④ 手数料 です。

#### 福岡出入国在留管理局

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号 福岡第1法務総合庁舎

TEL 092-717-5420 (代表)

受付時間 平日 9:00~12:00, 13:00~16:00 (土曜・日曜・祝日は休み)